

医第1109-2号
令和8年1月15日

保健所設置市保健所長様

医療整備課長

美容所等におけるアートメイク施術について

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和7年12月26日付け医政医発1226第3号、健生衛発1226第1号及び20251226商局第1号で厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長及び経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長から別添のとおり通知がありましたので、管内医療機関への周知をお願いします。

また、一般社団法人埼玉県医師会会長と一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対して会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。

厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載していますので御参照ください。

《参考》 医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html>

担当：医務担当
電話：048-830-3539
FAX：048-830-4802
E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp